

介護老人保健施設湖北やすらぎの里居宅介護支援事業運営規程

令和7年4月1日病院事業管理規程第19号

(趣旨)

第1条 この規程は、長浜市病院事業の設置等に関する条例（平成18年長浜市条例第209号）第3条第6項第3号の規定に基づき、長浜市立湖北病院が設置する居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）の適切な運営を確保するために、必要な事項を定めるものとする。

(事業所の名称等)

第2条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名称	所在地
湖北やすらぎの里ケアプランセンター	長浜市木之本町黒田1221番地

(事業の目的)

第3条 事業所が行う事業（以下「事業」という。）は、要介護状態となった利用者に対し、適切な指定居宅介護支援サービス（以下「支援サービス」という。）を提供することを目的とする。

(運営方針)

第4条 事業所は、要介護者等の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう配慮するものとする。

- 2 事業所は、利用者の意向を尊重し、利用者の心身の状況やその環境に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮するものとする。
- 3 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立って、利用者提供される居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公平中立に行うものとする。
- 4 事業所は、行政機関、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者及び介護保険サービス事業者等との連携に努めるものとする。

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 職員の職種及び員数は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人
 - (2) 介護支援専門員 1人以上
 - (3) その他必要とする職員 1人以上
- 2 前項に定める職員の職務内容は、次のとおりとする。
- (1) 管理者は、所属職員を指導監督し、適切な支援サービスの提供が行われるよう実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
 - (2) 介護支援専門員は、支援サービスの提供に当たる。
 - (3) その他必要とする職員は、その他事業に必要な業務を行う。

(開所時間等)

第6条 事業所の開所時間及び休業日は、次のとおりとする。

- (1) 開所時間 午前8時30分から午後5時15分まで
 - (2) 休業日 日曜日、水曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日まで
- (支援サービスの内容)

第7条 提供する支援サービスの内容は、居宅サービス計画を作成することとし、支援サービスの提供に当たっては次の各号に留意するものとする。

- (1) 居宅サービス計画の作成後、利用者及び利用者の家族と継続的に連絡をとり、利用者の実情や居宅サービス計画の実施状況等の把握を行うものとする。
- (2) 利用者の解決すべき課題の変化が認められた場合等、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。
- (3) 利用者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行うものとする。

(支援サービスの提供方法)

第8条 支援サービスの提供方法は、次に定めるとおりとする。

- (1) 居宅サービス計画の作成は、事業所に所属する介護支援専門員が行う。

- (2) 支援サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、支援サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- (3) 利用者又は家族の相談を受ける場所は、事業所の相談室又は利用者の居宅等で行う。
- (4) 使用する課題分析方式は居宅サービス計画ガイドライン方式とし、解決すべき課題に対応するための居宅サービス計画の原案を作成する。
- (5) 居宅サービス計画の原案は、サービス担当者会議を開催して担当者から専門的見地からの意見を求めることとし、その開催場所は原則として事業所の会議室等で行う。
- (6) 前号により作成された居宅サービス計画について、利用者及び家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得る。また、作成した居宅サービス計画は利用者及び担当者に交付する。
- (7) モニタリングに当たっては、1月に1回以上利用者の居宅を訪問し、利用者に面接を行い、その結果を記録する。
- (8) 居宅サービス計画を変更した場合、利用者が要介護更新認定又は要介護状態の変更の認定を受けた場合は、サービス担当者会議を開催する。
- (9) 介護支援専門員は、利用者がその居宅においてサービス提供が困難になったと認める場合、利用者が介護保険施設への入所等を希望する場合にあっては、介護保健施設への紹介その他の便宜の提供を行う。
- (10) 介護支援専門員は、介護保険施設から退所等しようとする要介護者等から依頼があった場合には、円滑に居宅における生活に移行できるよう、居宅サービス計画の作成等必要な援助を行う。
(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、長浜市内とする。

(利用料その他の費用の額)

第10条 支援サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示の額とする。

- 2 通常の事業の実施地域を超える地域の居宅を訪問する場合は、これに要する交通費の実費相当額とする。この場合において、自動車を使用した場合は、通常の事業の実施地域を超えた距離1キロメートル（当該距離に1キロメートル未満の端数があるときは、これを1キロメートルとする。）につき50円を乗じて得た額とし、併せて有料道路又は有料駐車場を利用したときは、当該使用料の実費相当額を加えた額とする。
- 3 支援サービスの提供に際しては、利用者又はその家族に対して、その内容及び費用について説明を行い、同意を得るものとする。
- 4 支援サービスを提供した際に法定代理受領を受けられない場合は、その利用者から受ける利用料は介護報酬の告示上の額とする。

(人権擁護及び虐待防止)

第11条 事業者は、利用者の人権の擁護及び虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修の機会を確保するものとする。

(事故発生時の対応)

第12条 事業所は、利用者に対する支援サービスの提供により事故が発生した場合には速やかに市や利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

- 2 利用者に対する支援サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(苦情及びハラスメント処理等)

第13条 事業所は、自ら提供した支援サービス又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等に対する利用者又はその家族からの苦情及びハラスメントに迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。

- 2 前項の苦情及びハラスメントを受けた場合には、当該苦情及びハラスメントの内容等を記録するものとする。
- 3 事業所は、介護保険法の規定により市や国民健康保険団体連合会（以下「市等」という。）が行う調査に協力するとともに、市等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って適切な改善を行うものとする。
- 4 事業所は、市等から改善報告の求めがあった場合は、改善内容を報告する。
- 5 事業所は、自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等に対する苦情の国民健康保

険団体連合会への申し立てに関して、利用者に対し必要な援助を行うものとする。

(身体的拘束その他の行動制限)

第14条 事業所は、利用者の生命又は身体を保護するため緊急かつやむを得ない場合、利用者に対し隔離、身体的拘束、薬剤投与その他の方法により行動の制限（以下「身体拘束」という。）を行うことがある。

2 事業所は、身体拘束を行う場合、事前に利用者又はその家族等に対し、行動制限の根拠、内容及び見込まれる期間について説明するものとする。ただし、緊急を要する場合において、利用者又はその家族等に対し事前の説明を行う暇がないときは、身体拘束の後、可及的速やかに説明するものとする。

(非常災害対策)

第15条 事業所は、非常災害の発生の際に事業が継続できるよう、他の指定居宅介護支援事業者等との連携及び協力を行う体制を構築するものとする。

(秘密保持)

第16条 事業所の職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(その他)

第17条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。